

Q. 堤防沿いにある松林や桜の木はどうなるのでしょうか。

堤防整備にあたっては、地域の安全を確保しつつ、周辺環境を可能な限り保全することを念頭に実施しております。

計3回行われた「二子玉川南地区堤防沿川まちづくり懇談会」において、「移植できる樹木は可能な限り移植する。」「松は公共空地などに6～8本移植して欲しい。」という意見をもとに、堤防整備に支障とならない樹木はすべて残置し、堤防整備に支障となり移植可能な健全木のうち、クロマツ、サクラ、イチョウなどについては、根付きがよいとされている最新のTPM工法により、公共空地及び地区内への移植や地区周辺への移植を進めているところです。

なお、移植が不可能な樹木については、やむを得ず伐採することにしておりますが、平成21年10月25日の工事説明会以降には、改めて全樹木を対象に樹木診断を実施し、移植可能な本数を9本から54本に増やしております。



＜TPM工法による移植状況＞



＜公共空地に移植された松＞